

生衛いばらき WEB版 第59号

令和8年9月発行

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催しました

令和8年7月14日(火)にホテルレイクビュー水戸において、令和8年度第1回生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催しました。

研修内容及び講師は次のとおりです。

- (1) 生成 AI を使って効率化、生産性向上を図る

講師：茨城県よろず支援拠点 生産性向上支援センター
サポーター 土井 敬司 氏

- (2) 生衛法と県の衛生行政について

講師：茨城県保健医療部生活衛生課
係長 駒田 邦彦 氏

- (3) 生活衛生融資の活用と生活衛生改善貸付の推薦書
作成上の留意点

講師：(株)日本政策金融公庫 水戸支店 国民生活事業
融資第一課長 鈴木 辰宗 氏



土井敬司講師



受講された皆さんからは「生成 AI について理解ができた。」「研修をきっかけに生成 AI にチャレンジしてみようと思った。」「生衛法及び衛生行政の内容を確認することができた。」「資料が分かりやすく復習に使える。」など好評をいただきましたが、一方で、「高齢者が生成 AI を理解するには時間がかかる。」「法律と現場のギャップを感じた」などの感想もいただきました。

こうした声を参考にさせていただき、今後も特相員の皆さんに有益となる研修を目指してまいります。

令和8年度クリーニング業務従事者講習会を実施します

クリーニング業務従事者講習会は、クリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

営業者は、クリーニング所を開設してから1年以内に従事者数の5分の1以上（端数を生じた場合は切り上げ）の者を選んで受講させ、その後は、3年に1回の割合で、同様の方法で選んだ者に対し受講させることが義務づけられています。

令和8年度のクリーニング業務従事者講習会の日程等が次のとおり決定しました。

受講を希望される方は、茨城県生活衛生営業指導センター（TEL029-225-6603）までご連絡ください。なお、本年度受講対象となっているクリーニング所を営業されている方には個別にご案内いたします。

1 日時及び会場

開催年月日	会場名
令和8年10月 1日（木）	茨城県立健康プラザ（水戸市）
令和8年10月 8日（木）	土浦市亀城プラザ（土浦市）
令和8年10月22日（木）	県西生涯学習センター（筑西市）

※いずれも午後1時～4時30分の予定です。

2 研修科目

- （1）洗濯物の受取、保管及び引渡し
- （2）洗濯物の処理
- （3）繊維及び繊維製品
- （4）衛生法規及び公衆衛生



3 対象者

クリーニング所（取次所を含む）の業務に従事する方で営業者が選定した方

- ・営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行うものとして、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数が1に満たない端数を生じたときはその端数を1として計算する。）の者を受講させる。
- ・前記講習を受講させた営業者は、3年を超えない期間ごとに前期と同様の方法で選んだ者を受講させる。

4 申込方法

本年度受講該当営業所には個別にご案内しますので、各会場の開催日10日前までに当センターへ郵送またはFAXにてお申込みください。

申込先：茨城県生活衛生営業指導センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎

TEL 029-225-6603

FAX 029-225-6638

5 受講料 4,500円（当日会場に持参してください。）

※ 本年度よりオンライン型受講も可能となりました。

詳しくは次ページのチラシをご覧ください。

クリーニング師研修・業務従事者講習 オンライン型受講の申し込み開始

自宅や
勤務先で

24時間
受講可能に！

スキマ時間
に学べます

令和8年5月よりクリーニング師研修・業務従事者講習のオンライン型受講を開始いたします。自宅や勤務先でPCやスマートフォンから受講が可能となり、申込から修了証発行まですべてオンラインで完結いたします。

クリーニング師研修・業務従事者講習は
クリーニング業法で定められた法定研修・講習です

CLEANING

クリーニング師研修

受講料¥5,000

業務従事者講習

受講料¥4,500

特別管理産業廃棄物
管理責任者講習

受講料¥3,000

※クリーニング師研修とセット
受講料¥8,000

オンライン受講の詳細/お申込は下記QRコードより



コチラから

お問い合わせ eラーニングサポートセンター

✉ support-seiei-cl@gakkenlx.co.jp

☎ 03-6635-1607

平日(月～金) 10:00～17:00
土日祝日・年末年始休業

<https://seiei-cl.jp/>

公益財団法人
全国生活衛生営業指導センター

地区経営相談室のご案内

当センターでは、日本政策金融公庫土浦支店のご協力により生衛業者の皆様が次のような相談を身近で行えるよう利便性を考慮し、**地区経営相談室**を開設しております。

ご相談は**無料**です。内容は他に漏らしません。安心してお気軽にご相談ください。

○相談日時及び場所

1 日時 令和8年4月～令和9年3月

原則 毎月第2火曜日

10時00分～15時00分まで（ただし休憩1時間）

事前予約制 お申込は当センター又は日本政策金融公庫土浦支店

2 場所 日本政策金融公庫 土浦支店 相談ブース

住所 土浦市中央1-1-26 多摩川土浦ビル3階

TEL 029-822-4141

○相談内容

- ・融資相談
- ・経営及び税務相談
- ・衛生管理の相談
- ・業界の情報提供
- ・標準営業約款（Sマーク）
- ・最低賃金と福利厚生

○対象業種（生衛業）

- ・美容業
- ・理容業
- ・クリーニング業
- ・ホテル旅館業
- ・興行
- ・食肉販売業
- ・飲食店営業（麺類、すし、中華料理、料理飲食等）等

◆ なお、当センターは、生衛業者の皆様のお店の経営の健全化及び振興、衛生水準の維持向上を図るため、「**経営相談室**」を下記の当センター事務所内に常設し、経営指導員が相談を受けています。

どなたでもご来訪又は電話、メール等でお気軽にご相談ください。

●受付時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
（但し、土日・祝日及び年末年始を除く）

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029(225)6603 FAX 029(225)6638

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

専門家による無料個別相談・指導を実施します

当生衛センターでは、生活衛生関係営業経営支援対策事業（令和7年度補正予算事業）として、「専門家による無料個別相談・指導」を令和8年4月から令和8年12月末日まで実施しています。

各種支援施策の手続きや経営全般に関する個別相談を、中小企業診断士、税理士等の専門家が無料で行います。

詳しくはチラシをご覧ください。



私が使える
補助金・助成金は
ありますか？



そろそろ
デジタル化
してみようかな



そろそろ
後継ぎ
考えなくちゃ...

生活衛生業の皆様へ

「今困っていること」を専門家に相談してみませんか!!

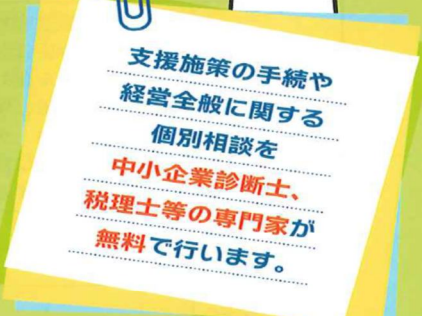
無 料
実施期間
令和8年
12月末まで



運転資金・設備資金が
必要だけど、
どうしたらいいの？



商売が上手く
いかない
どうしたら
いいの



支援施策の手続きや
経営全般に関する
個別相談を
中小企業診断士、
税理士等の専門家が
無料で行います。

令和7年度補正
生活衛生関係
営業経営支援
事業

申込は当指導センターまで ▶▶▶

問合せ先

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター

〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3 階

TEL.029-225-6603 FAX.029-225-6638

営業時間／9:00～17:00（平日のみ） 担当者／白岩 萩原

E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp



生活衛生関係営業経営支援対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ				
店 舗 名				
代 表 者 名				
住 所	〒			
担 当 者 名	役 職		フリガナ 氏 名	
連 絡 先	T E L		F A X	
	E-mail			
業 種				
相 談 項 目	☐ 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 ☐ 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 ☐ デジタル化対応に関する相談・指導 ☐ 税制活用に関する相談・指導 ☐ 社会保険、労働保険等人事労務に関する相談・指導 ☐ 事業承継に関する相談 ☐ 経営に関する相談・指導			
相 談 内 容				
加入生衛組合 組 合 名 (該当項目に○)	☐ 理 容 ☐ 美 容 ☐ 興 行 ☐ クリーニング ☐ ホテル旅館 ☐ 麵 類 ☐ 食 肉 ☐ す し ☐ 中華料理 ☐ 料理飲食 ☐ 加 入 な し			

生衛組合だより

ホテル旅館組合

外国人雇用セミナーを開催しました

私共、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合は、外国人材の受入れに関する理解を深め、今後の人材確保や職場環境づくりに役立てるための「外国人雇用セミナー」を開催しました。

このセミナーは、現在の人手不足への対応だけでなく、毎年増加傾向にある外国人旅行者の積極的な受入れにも関係するもので、以前より多くの組合員から要望の多かったテーマでした。

当日は、外国人材を取り巻く雇用制度や在留資格、採用から就労開始までの流れをはじめ、雇用する際に必要となる手続きや注意点について、講師から具体的な事例を交えながら解説していただきました。また、外国人材が安心して働き続けるための受入れ体制や、職場におけるコミュニケーションのポイントについても紹介され、参加者は熱心に耳を傾けていました。



参加者からは、「制度について理解が深まった」「今後の採用を考える上で参考になっ

た」などの声が寄せられ、外国人材の雇用に対する関心の高さがうかがえました。

今回のセミナーを契機とし、今後も組合員施設の人材確保や働きやすい職場環境づくりを支援してまいります。

理容組合

茨城県理容生活衛生同業組合では、令和8年1月12日（火）に「収益力向上セミナー」を開催しますので、参加をご希望の方は理容組合までお申し込みください。

生衛業 | 事前 予約制 | 参加費 無 料 |

収益力向上 セミナー

日時 **2027年1月12日(火)**
14:15～17:00 (受付開始14:00～)

3階にて開催
個別相談室
17:00まで

会場 **ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸2階**

定員 **120名(先着順)**
定員になり次第、締め切ります。

- 第1部** 理容業における企業防衛
[講師] 茨城県よろず支援拠点
コーディネーター **飯泉 紀子 氏**
- 第2部** 理容店における店舗防衛
[講師] 茨城県警察本部
- 第3部** 増収に繋がるカラー＆パーマ
[講師] 県講師会

個別相談対応者 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター **萩原 薫 氏**



問い合わせ先
理容組合 Tel.029-225-2521
12月8日(火)までにお申し込みください。

受講申込書 参加をご希望の方は、
下記をご記入の上お申し込みください。

FAX.029-225-2114

氏 名		サロン名	
住 所		TEL	

主催 **茨城県理容生活衛生同業組合**

後援 (公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)茨城県生活衛生営業指導センター

日本政策金融公庫からのお知らせ

組合員のみなさまを応援しています！

従業員を増やしたい！

お店を宣伝したい！

お店の設備を更新したい！

経営の安定化に向けて活用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」 とは？

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)
利率(注)	特別利率F
担保・保証人	不要(法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業



お問い合わせ先
水戸支店（水戸市南町 3-3-55）
TEL：0570-009857
土浦支店（土浦市中央 1-1-26 多摩川土浦ビル）
TEL：0570-012646
日立支店（日立市幸町 2-1-48 秋山ビル）
TEL：0570-012777

ご存知ですか？ 日本公庫の「生活衛生改善貸付」

「お店の設備を更新したい」、「従業員を増やしたい」、「お店を宣伝したい」などの経営改善を行う際に、ご利用いただける融資制度「生活衛生改善貸付（衛経）」をご紹介します!!

Q1

どんな融資制度ですか？



A

主な特徴は以下のとおりです。

- **無担保・無保証人の融資制度**で、法人の代表者保証も不要です。
- **返済期間に関わらず、利率は一定**です。
- **従業員が 5 人（旅館業および興行場営業は 20 人）以下の生活衛生関係事業者の方**にご利用いただけます。



Q2

どのような使いみちで利用できますか？



A

事業（お店の営業）に必要な設備資金や運転資金にご利用いただけます。

（ご利用例）

飲食店	厨房機器の更新資金（設備資金）	300 万円
旅館	外壁の塗装工事費用（設備資金）	700 万円
美容室	従業員を新たに雇用するための資金（運転資金）	100 万円
クリーニング店	チラシの作成等広告費（運転資金）	50 万円



Q3

利用したいときは、誰に相談すればいいですか？



A

ご加入されている生活衛生同業組合、もしくは生活衛生営業指導センター、最寄りの日本公庫の支店へお気軽にご相談ください。

※ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

※最寄りの日本公庫の支店（問い合わせ先）は裏面に記載しています。

